



被告人等失業者の最低生活を保障する為長野市長に対し生活資金を支給すべきことを要求するが主眼と認められるのであつて、かかる交渉は使用者対被使用者の關係を前提とする団体交渉権の行使と云うには該当しない。仮に本件交渉が前示の關係に基く団体交渉と認められるとしても、前示のように長野市助役より代表者三名とならば会うとの回答があつたにも拘わらず、全員の面会を要求し、数十名の組合員等と共に長時間に亘り市長秘書室に留まり、遂に右助役の命を受けた同市役所守衛長より即時退去方を求められたに拘らず尚もこれに應じないとするが如きは団体交渉としての正当性の範囲を逸脱しているものと認められるのであるから、被告人か右要求を受けながら右秘書室より退去しなかつた行為は刑法第三百十条にいわゆる「要求ヲ受けテ其場所ヨリ退去セサル」場合に該当するものであり原判決がこれを同法条により処断したことは正当といわなければならない。

しかして叙上のように被告人等が右室内より退去しなかつたことが刑法第三百十条の罪に該当する以上、これを住居侵入の現行犯として被告人を逮捕しようとした長野市警察署勤務巡查Dの行為は適法且正当な公務の執行行為に該当し、これに対し前示の如き暴行を加えた被告人の行為が公務執行妨害罪を構成することもまた論を俟たない。

故に原判決には所論のような違法なく論旨はすべて理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 谷中董 判事 荒川省三 判事 中浜辰男)